

令和7年度

指定給水装置工事
事業者講習会



磐田市環境水道部
上下水道総務課

今回の講習内容

目次

指定給水装置工事事業者制度の概要	2
給水装置の構造・材質の基準	3~4
給水装置の構造及び材質に関する省令	5
給水装置用材料の適合確認	6
給水装置用材料の特例	7
水道法の一部を改正する法律の概要	8~9
指定給水装置工事事業者の更新制度	10~16
磐田市指定「給水装置工事指針」の改訂	17~20
R7からR8の主な変更点	21~23
参考資料（指定申請等提出書類早見表、他）	24~25

指定給水装置工事事業者制度の概要

【給水装置の定義】 水道法第3条(用語の定義)第9項

給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

【指定給水装置工事事業者制度】

給水装置の構造及び材質が、政令(水道法施行令)第5条に規定された基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において、給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を水道法第16条の2第1項に基づき、指定する制度である。

給水装置の構造・材質の基準

【給水装置の構造及び材質】 水道法第16条

政令で定める基準に適合しない場合、水道事業者は給水契約の申込みを拒み、又は基準に適合させるまでの間、**給水停止**することができる。

【給水装置の構造・材質の基準】 水道法施行令第6条

- 1 配水管への取付口は、他の給水装置の取付口から**30cm以上**離れていること。
- 2 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による**水の使用量に比し、著しく過大でない**こと。

給水装置の構造・材質の基準

- 3 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 4 水圧・土圧・その他荷重に対し十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 5 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- 6 当該給水装置以外の水管（工業・農業用水、井戸等）その他の設備に直接連結されていないこと。
- 7 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置は、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

給水装置の構造及び材質に関する省令

性能に関する基準

・個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能、その他の定量的な判断基準



システムに関する基準

・給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準

基準項目		性能基準	給水装置システム基準
① 耐圧基準	●水圧等により給水装置に水漏れ、変形、破損等が生じることを防止するための基準	●耐圧性能	●適切な接合 ●主配管の配管経路
② 浸出基準	●金属等が溶出し、飲用に供される水が汚染されることを防止するための基準	●浸出性能	●水の停滞の防止 ●有害物質取扱施設近接設置の防止 ●油類の浸透防止
③ 水撃限界基準	●水撃作用により、給水装置に破損等が生じることを防止するための基準	●水撃限界性能	●水撃防止器の設置
④ 防食基準	●腐食を防止するための基準		●酸、アルカリ防食 ●電気防食
⑤ 逆流防止基準	●汚染水の逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生じることを防止するための基準	●逆流防止性能 ●負圧破壊性能	●逆流防止、負圧破壊性能を有する器具の設置 ●吐水口空間の確保 ●事業活動で水が汚染されるおそれのある場所での逆流防止措置
⑥ 耐寒基準	●給水用具内の水が凍結し、給水用具内に破損等が生じることを防止するための基準	●耐寒性能	●凍結防止の措置
⑦ 耐久基準	●頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、給水装置の耐圧、逆流防止等に支障が生じることを防止するための基準	●耐久性能	

給水装置用材料の適合確認

給水装置材料は、省令で定める性能基準（前ページ）に**適合している製品**
であれば自由に選択して使用することができる。

性能基準適合証明方法	規格等	基準適合証明方法の概要	製品への適合証明表示方法
自己認証	規格品でない製品	自己認証（自己適合宣言）で性能基準適合を証明	（製造業者による）
	JIS規格（JISマークを表示しない場合）		
	JWWA規格等の団体規格		
第三者認証	規格品でない製品	第三者認証機関（日水協等4団体）が性能基準適合を証明	第三者認証機関の認証シール、押印等 （表下参照）
	JIS規格（JISマークを表示しない場合）		
	JWWA規格等の団体規格		
JIS認証	JIS規格（JIS表示品で性能基準が規定されているもの）	JIS規格についてJIS登録認証機関が性能基準適合を認証	
日水協検査	JWWA規格等の団体規格	日水協検査部が性能基準適合を検査・証明	
	都市仕様書による製品		



シールの場合 押印等の場合

公益社団法人
日本水道協会
認証マーク



シールの場合 押印等の場合

公益社団法人日本水道協会
特別基準適合品
表示マーク



一般財団法人
日本ガス機器検査協会
認証マーク



一般財団法人
日本燃焼機器検査協会
認証マーク



一般財団法人
電気安全環境研究所
認証マーク

給水装置用材料の特例

【給水管分岐部から水道メーターまでの配管材料】

水道事業者は、災害防止、漏水・災害時の緊急工事を円滑かつ効率的に行う観点から、必要最低限のものに限定して工法及び材料を指定することができる。

厚生労働省通知

※ 磐田市では、「水道メーターまで」を「水道メーターに付随した材料まで」と解釈し、メーター交換などにおける漏水の発生を低減させるため、メーターの二次側(家側)に逆止弁付きパッキン(チャケット)と金属製差込継手(ワンタッチ)部材を指定しています。

水道法の一部を改正する法律の概要

平成30年 法律第92号

【改正の趣旨】

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

【改正の概要】

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

水道法の一部を改正する法律の概要

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働省の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に更新制(5年)を導入する。

【施行期日】

令和元年10月1日(ただし、3. ②は令和4年9月30日までは、適用しない。)

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

磐田市上下水道総務課から大切なお知らせ

2019年10月1日から 指定給水装置工事事業者の 5年ごとの更新制度が始まります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1~H11.3.31	2019年9月30日~2020年9月29日(1年)
H11.4.1~H15.3.31	2019年9月30日~2021年9月29日(2年)
H15.4.1~H19.3.31	2019年9月30日~2022年9月29日(3年)
H19.4.1~H25.3.31	2019年9月30日~2023年9月29日(4年)
H25.4.1~R1.9.30	2019年9月30日~2024年9月29日(5年)

更新の手続等については、指定給水装置工事事業者さま宛に、1月頃ダイレクトメールにてお知らせします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- 指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- 更新申請に必要な書類
・様式第1及び第2・機械器具調書
・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証の写し、変更があれば様式第3)
・暴力団排除に関する誓約書

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは
上下水道総務課給排水サービスグループ TEL:0538-58-3086

指定給水装置工事事業者の更新制度

【令和8年度の更新】

2021年9月30日から2022年9月29日および2023年9月30日の間に、磐田市において、指定を受けた給水装置工事事業者が更新の対象となります。

対象となる事業者には、**事前に案内通知及び更新手続きにともなう記入用紙等を郵送致します。**

指定給水装置工事事業者の更新制度

【令和8年度 更新申請書類の受付期間】

令和8年7月1日(水)から令和8年8月28日(金)まで

【更新申請時に必要な提出書類】

- ①様式第1(新規指定時の両面申請書と同様)
- ②様式第2(欠格要件に該当しないことの誓約書) ※押印
- ③機械器具調書
- ④定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票の写し(個人)
- ⑤選任者の給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの
(免状又は技術者証の写し)
- ⑥暴力団排除に関する誓約書(磐田市暴力団排除条例) ※押印

指定給水装置工事事業者の更新制度

【更新申請時に磐田市が確認する項目】

事業の運営に関する基準

①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績

※磐田市では、これまで定期的な講習会を行っていません。

本講習会が、記入対象の講習会になります。

②指定給水装置工事事業者の業務内容

(営業時間、漏水修繕、対応工事等)

③給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況

④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

指定給水装置工事事業者の更新制度

【更新手数料】

10,000円

※更新書類の提出確認後

9月初旬～中旬に納付書を郵送します。

手数料の領収書を確認後、旧指定工事店証と引換に新指定工事店証を交付します。

【注意事項】

令和8年度の更新対象となる工事事業者が、令和8年9月30日
(水)迄に更新申請のない場合、**指定が失効**します。

指定給水装置工事業者 指定更新時確認事項

郵便番号、住所 〒437-1292 磐田市福田 400
 氏名又は名称 株式会社 磐田配管工業
 代表者氏名 磐田 太郎
 電話番号 0538-58-3086
 F A X 番号 0538-58-3123

① ①磐田市（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付して下さい。）（公表： 可・不可）

受講（ 令和 〇 年 〇 月 〇 日 ） ・ 未受講

（講習会名または、未受講の場合はその理由）※非公表
 令和〇年度 磐田市指定給水装置工事業者講習会

② ②指定給水装置工事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： 可・不可）

休業日： 日・祝祭日 第2、第4土曜日	営業時間： 9:00～18:00	修繕対応時間（営業時間外）： 例1 18:00～21:00 例2 時間外対応無し
---------------------------	---------------------	--

漏水等修繕対応の可否（公表： 可・不可）

漏水等修繕対応 修繕未対応（新設配管のみ）
その他（ 当社施工箇所限り漏水修繕対応 ）

対応工事種別（公表： 可・不可）

配水管からの分岐～水道メーター
水道メーター～宅内給水装置

その他（緊急時連絡先等） 公表はしません

磐田太郎 090-****-***1
 磐田次郎 080-****-***2

※該当箇所の口にしを付けて下さい。（例）
 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

指定給水装置工事 事業者の更新制度

【磐田市確認事項①②の記入例】

5年以内の**磐田市主催**事業者講習会で最新のものを記入。

営業時間以外で、緊急性のある漏水等の修繕依頼を受けれる時間帯を記入。

磐田市からの緊急連絡先として利用させていただきます。公表は致しません。

①②③④共通事項

ホームページ等へ情報を掲載する場合、掲載を求めない場合は「公表不可」にチェックする。

指定給水装置工事 事業者の更新制度

磐田市確認事項③

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
磐田 太郎	給水装置工事主任技術者研修 （給水工事技術振興財団）	令和〇年〇月〇日
磐田 次郎	●ラーニング （給水工事技術振興財団）	平成〇年〇月〇日
磐田 太郎 磐田 次郎	〇〇の技術研修 （社内研修）	平成〇年〇月〇日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可		

※該当箇所の□にレを付けて下さい。（例）

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

【磐田市確認事項③の記入例】

給水装置工事主任技術者および給水装置工事に従事する者が、施工技術の向上のため、5年以内に受講した研修会等を記載する。
※事業者講習会ではありません。

①②③④共通事項

ホームページ等へ情報を掲載する場合、掲載を求めない場合は「公表不可」にチェックする。

④ ④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることが無いよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格を有しているか (○×を記入)		最新工事年度
			保有している資格等※	
磐田 太郎	○	○	配管工	RO
磐田 次郎	○	○	講習会修了者	RO
磐田 三郎	○	×		RO

上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)

公表: 可 ・ 不可

※該当箇所の□にレを付けて下さい。(例☒)

※以下に示す保有資格者 (下線部) を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工 (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類 (資格証等) の写しを添付して下さい。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

指定給水装置工事 事業者の更新制度

【磐田市確認事項④の記入例】

分水穿孔工事等の配水管からの分岐工事を施工しない場合は、チェックを入れてください。

1年以内又は近年の分水穿孔工事等の作業に従事する者を記載してください。

また、表の下部記載の資格を有している場合は、その資格を記載してください。

①②③④共通事項

ホームページ等へ情報を掲載する場合、掲載を求めない場合は「公表不可」にチェックする。

「給水装置工事指針」の改訂

給水装置工事指針

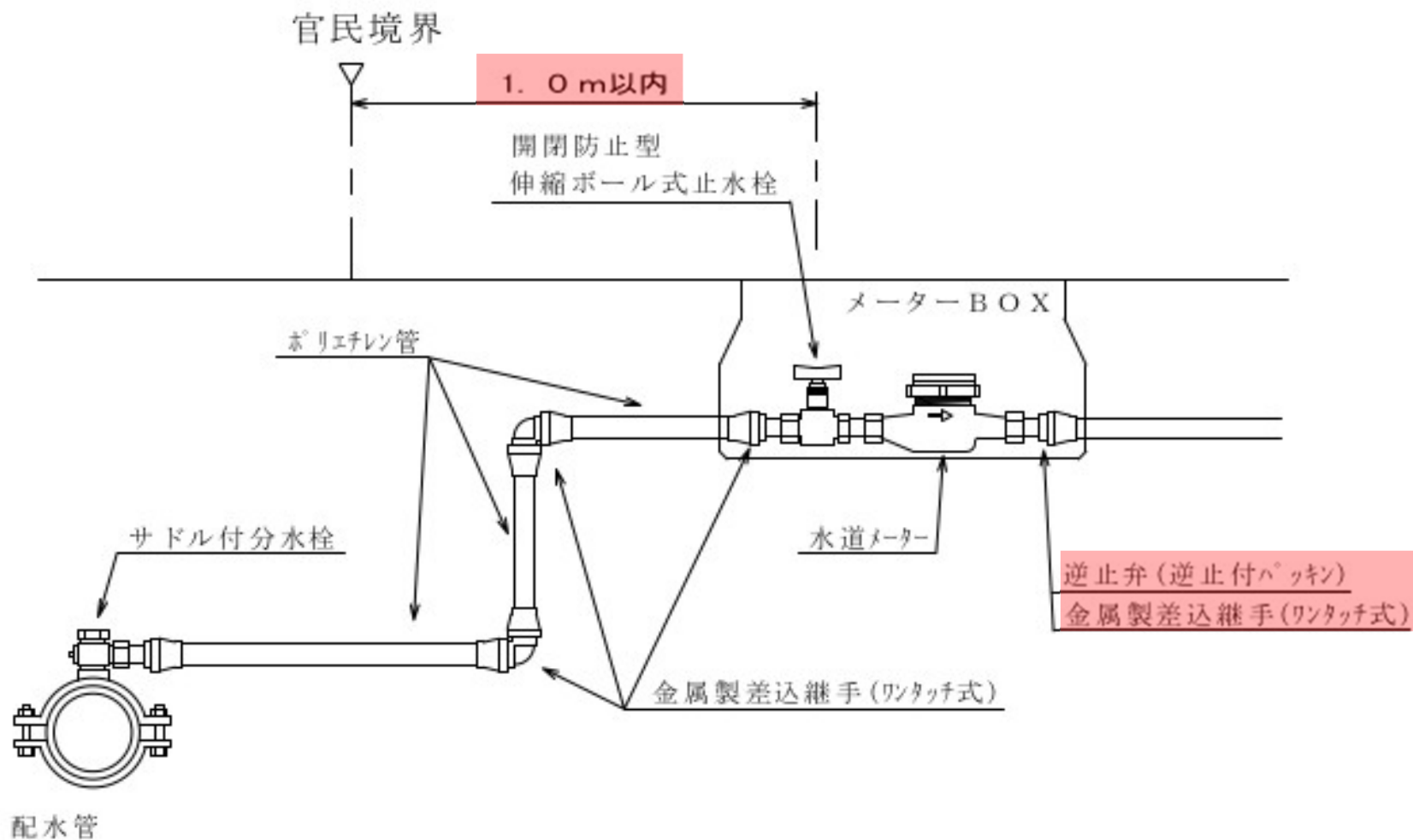


磐田市

平成27年 4月 1日施行
令和 3年12月 1日改正

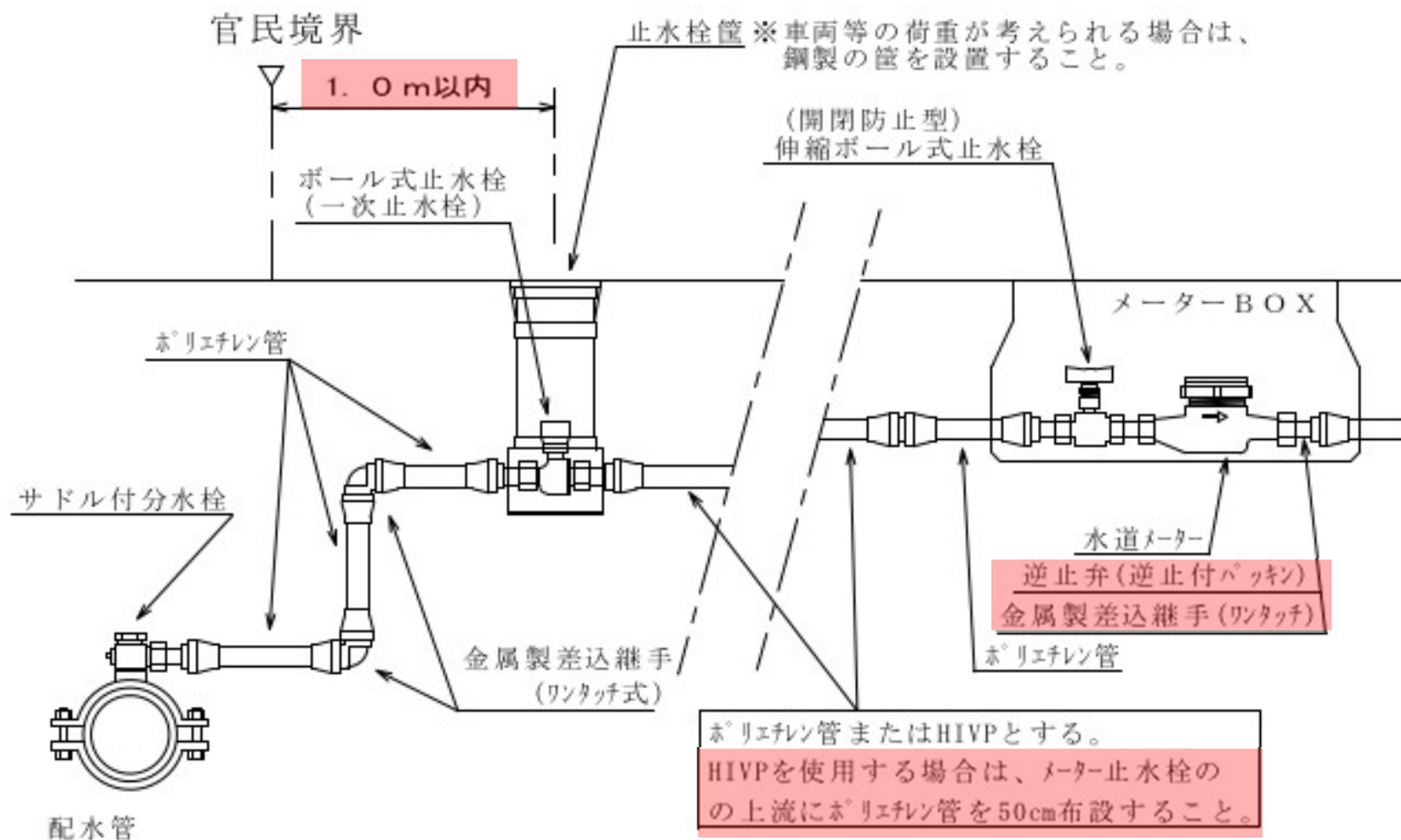
磐田市指定給水装置用材料①

1. 一般の場合



磐田市指定給水装置用材料②

2. メーターを官民境界近くに設置できない場合



磐田市指定給水装置用材料③

【埋設型散水栓について】

設置可能（逆止弁一体式のもの）

【引込管の水路上越しについて】

上越し道路側で一次止水栓を設置する

（車道の場合の筐は「車道使用禁止」でないもの）

【配水管直結の加圧ポンプ（ブースター）について】

設置不可（加圧ポンプは貯水槽二次側のみ）

【配水管からの分岐口径について】

新規の場合は、Φ20以上でメーター同口径が基本

（将来計画を考慮して、1口径上まで引込可能）

R7からR8の主な変更点

①開発行為等における配水管の改築及び増設について

②災害時その他非常時の場合の給水工事の施行等について

①開発行為等における配水管の改築及び増設について

- 従来開発行為等の寄付案件における配水管の口径は、PPφ40以上であったが、R8からHPφ50以上（上流がφ40であっても）とする。

②災害時その他非常時の場合の給水工事の施行等について

- 能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時その他非常の場合において、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者でも給水装置工事を施工できることとする。

参考資料①

指定申請等に係る提出書類早見表（水道法に基づく届出の区分・磐田市条例を含む）

届出書類		指定申請書	機械器具調書	誓約書・暴力団排除に関する誓約書	主任技術者選任・解任届出書	指定事項変更届出書	廃止・休止・再開届出書	登記簿謄本	定款又は寄付行為の写し	住民票	主任技術者免状又は主任技術者証の写し	提出期限等
届出内容												
指定申請（法人）	（法25条の2） （施行規則 18～20条）	●	●	●				●	●			
〃（個人）		●	●	●						●		
指定更新（法人）	（法25条の3の2） ※上記規定準用	●	●	●				●	●		●	所管する水道事業者が設定する受付期間内 ※市の確認事項4項目含む
〃（個人）		●	●	●						●	●	
主任技術者の選任	（法25条の4） （施行規則 21、22条）				●						●	遅滞なく ※新規指定及び欠けるに至ったときは2週間以内
主任技術者の解任					●							
変 更 等	氏名又は名称（法人）			●		●		●	●			変更のあった日又は 廃止・休止した日から 30日以内
	氏名又は名称（個人）			●		●				●		
	法人の代表者			●		●		●	●			
	住所（法人）					●		●	●			
	〃（個人）					●				●		
	法人の役員氏名			●		●		●				
	事業所の名称、所在地					●						
	廃止、休止						●					
再開						●					再開日から10日以内	

※「暴力団排除に関する誓約書」は、磐田市暴力団排除条例による。

参考資料②

組織変更又は合併の場合の届出

申請者	内容	具体例	届出方法	
個人	法人化	個人⇒法人 (法人⇒個人 も同様の取扱い)	廃止・指定申請	
	相続	相続人が事業を継続したいとき	廃止・指定申請	
法人	組織変更	合資会社 合名会社 合資会社 } ⇒株式会社	廃止・指定申請	
		有限会社⇒株式会社	指定事項変更届	
		合同会社・合名会社・合資会社間		
	合併	指定工事店 A と 指定工事店 B が合併	A が B を吸収合併	A は指定事項変更届、 B は廃止届
			新会社 C 設立 (新設合併)	A、B ともに廃止届、 C が指定申請
		会社 A と 指定工事店 B が合併	A が指定工事店 B を吸収合併	A が指定申請、 B は廃止届
新会社 C 設立 (新設合併)			B は廃止届、 C が指定申請	

※合併による新会社設立は、新規指定申請とする。

指定給水装置工事事業者の更新手続きは、窓口において書類確認を行います。余裕を持ったの申請をお願いします。

以上で講習会は終了です
おつかれさまでした

磐田市環境水道部
上下水道総務課